

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	飛島村

飛島村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 飛島村開発部経済課
所在地 飛島村竹之郷三丁目1番地
電話番号 0567-97-3469
FAX番号 0567-53-2320
メールアドレス tb-keizai@vill.tobishima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス(ハシブトカラス、ハシボソガラス、カモ（カルガモ、ヒドリガモ）、ハト（キジバト、ドバト）、ヌートリア、カワウ、コサギ、
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	愛知県海部郡飛島村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カラス	水稻	178千円	0.4ha
カモ	水稻	445千円	1.0ha
	麦類	203千円	0.6ha
ハト	水稻	45千円	0.1ha
	麦類	34千円	0.1ha
ヌートリア	野菜等	33千円	0.6ha

(2) 被害の傾向

カラス、カモ、ハト

村内の雑木林や、隣接する市の南部に野鳥園等の森林地域があり、数多くの鳥類が営巣・飛来し水稻や麦類の食害が村内全域で発生している。

ヌートリア

現状は水路付近の被害だが、捕獲数が村内全域で増加しているため、今後の更なる被害拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
カラス	178千円	0.4ha	124千円	0.28ha
カモ	648千円	1.6ha	453千円	1.12ha
ハト	79千円	0.2ha	55千円	0.14ha
ヌートリア	33千円	0.6ha	23千円	0.42ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	田植えの時期に合せて、ロケット花火による追払いを行う。 捕獲器材を購入し、住民に貸出した。	ロケット花火による追払いにより、カラス・カモ・ハト等が一度は圃場を離れるがすぐ圃場に戻るため、効果が低い。
防護柵の設置等に関する取組	該当なし	
生息環境管理その他の取組	該当なし。	

(5) 今後の取組方針

- 1 カラス・カモ・ハト等の銃を用いない追払いを検討する。
- 2 捕獲体制の強化、捕獲器材を引き続き整備するほか、効果がより持続する追払い物品の導入を検討する。
- 3 猟友会や農家・農協職員等から生息実態や被害状況を聴取し、鳥獣の種類や出没場所・出没時期・被害内容等について把握することで、適切かつ有効な対策を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

田植えの時期に合せて、ロケット花火による追払いを行う。
特定猟具使用禁止区域や住宅地付近など、銃器の使用が禁止される地域については、捕獲檻等により捕獲、追払いを実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4～令和6	鳥類 ヌートリア	農業者及び農業関係者の狩猟免許取得を推進する。 必要に応じ、捕獲器材を追加・導入していく。 有害鳥獣駆除に関する住民への理解・協力を周知する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の鳥獣捕獲実績等から推定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス	10	10	8
カモ	10	10	8
ハト	10	10	8
ヌートリア	15	15	14

捕獲等の取組内容
田植えの時期に合せて、ロケット花火による追払いを行う。 村内一円において銃器・わな等により有害鳥獣の捕獲及び駆除を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
鳥獣駆除被害対策隊員がライフル銃による捕獲等を実施する必要性はない。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
飛島村	愛知県事務処理特例条例に基づき、愛知県より権限委譲されている。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～ 令和6年度	鳥類 ヌートリア	農地等の作物残さや未収穫農作物の適切な処分、農地周辺の草刈の実施など、鳥獣類を寄せ付けない環境づくりの取組について啓発する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～ 令和6年度	鳥類 ヌートリア	農家への被害防止に関する情報提供を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
蟹江警察署	対象鳥獣からの共同での防除行為
海南病院	住民の治療
海部南部消防組合	住民の搬送、治療

(2) 緊急時の連絡体制

対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、下記の関係機関に連絡する。

蟹江警察署 0567-95-0110

海南病院 0567-65-2511

海部南部消防組合 0567-52-0119

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設での焼却等、適正に処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用予定なし。
ペットフード	利用予定なし。
皮革	利用予定なし。
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術	利用予定なし。

研究等)	
------	--

(2) 処理加工施設の取組

該当なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用の人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	該当なし
構成機関の名称	役割

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県海部農林水産事務所	技術指導、情報提供、関係機関への連絡調整。
愛知県海部県民事務所 環境保全課	保護管理の適正化、情報提供。
愛知県経済農業協同組合連 合会	技術指導、情報提供、制度支援。
愛知県農業共済組合 海部津島支所	技術指導、情報提供、制度支援。
あいち海部農業協同組合 南部営農センター	技術指導、情報提供、制度支援。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を農家に普及啓発していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村と連携を強化し、情報の共有や協働した対策の検討を図る。